

令和 8 年
民生常任委員会
(所管事務調査)

ごみ処理施設の運営に関する合意書の締結について
(いわみざわ環境クリーンプラザ いわ☆ぴか)

令和8年9月16日(水)
市民環境部 廃棄物対策課

1 合意書の締結について

いわみざわ環境クリーンプラザ（いわ☆ぴか）で夕張市のごみを受け入れるにあたり、現在施設を使用している岩見沢市、美唄市、月形町に夕張市を加えた4市町で合意書を締結する。

●合意書の内容について（抜粋）

条	項目	内容
第1条	対象とするごみ処理施設	岩見沢市東山町297番地 いわみざわ環境クリーンプラザ
第3条	事務の委託の期間	美唄市・月形町 ～ 平成27年4月1日 から 令和17年3月31日 まで 夕張市 ～ 令和10年10月1日 から 令和17年3月31日 まで
第5条	対象とするごみ	燃やせるごみ、大型ごみ（可燃性のみ） ※夕張市のごみは、ごみ処理施設の余力の範囲内で受け入れる。 （当初は、ごみステーションから回収した燃やせるごみのみ）
第6条	処理残渣	夕張市の処理残渣は、搬入するごみ量に応じて持ち帰る。
第7条	費用負担	各市町は、搬入するごみ量に応じて費用を負担する。 （1）修繕料 （2）委託料 （3）保険料 （4）その他、ごみ処理施設の維持管理及び運営に要する費用

●締結時期について

令和8年9月末を目途として合意書を締結予定